

2 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

適用日 令和8年4月1日

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	3,720,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	連帯保証人 有り 無利子 無し 年 1.0%
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦(複数の母子家庭の母・複数の父子家庭の父・複数の寡婦による共同起業の場合)	5,580,000				
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1,860,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人 有り 無利子 無し 年 1.0%
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	別表のとおり	就学期間中	卒業後6か月	据置期間経過後10年以内 (専修学校の一般課程は据置期間経過後5年以内)	無利子
	18歳年度末を迎え児童扶養手当等を受給できなくなった高等学校等就学児童	上記の額に児童扶養手当の額を加算する				
就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童・寡婦 父母のない児童	110,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	子に係るもの 無利子 父母に係るもの 連帯保証人 有り 無利子 無し 年 1.0%
		通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合 340,000				
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者の時 (技能習得)月額141,000 (医療介護)月額114,000	知識・技能を習得する期間中の5年以内	知識・技能の習得期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内 (技能習得)	連帯保証人 有り 無利子 無し 年 1.0%
		母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額79,000	医療又は介護を受けている期間中の1年以内	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内 (医療介護)	
	母子家庭の母・父子家庭の父(配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満の者)	月額118,000 (上限2,832,000) ただし、生活安定貸付期間中の養育費取得のための裁判等の費用については、1,416,000円を限度として一括貸付することができる。	配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満(生活安定貸付期間)	生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後8年以内	
	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者の時 月額118,000	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	
		母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額79,000				
母子家庭の母・父子家庭の父 (児童扶養手当を受給しておらず、所得又は収入が別途定める額未満の家計急変者)	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内 月額 第1子 48,050 第2子以降 11,030 (上記の金額の合算額)	資金の貸付けを受けようとしたときから1年未満(緊急生活安定貸付期間) (一度の貸付期間は3か月とし、引き続き貸付けを受けることが適当と認められるときは、延長可能)	緊急生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内		
※特別な事情がある(物価の影響を受けている)場合、3月分を一括して貸付けすることができる。						

※特別な事情がある(物価の影響を受けている)場合、3月分を一括して貸付けすることができる。

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利 率
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	一般 1,500,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内	連帯保証人 有り 無利子 無し 年 1.0%
		災害等 2,000,000			据置期間経過後7年以内	
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	260,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内	連帯保証人 有り 無利子 無し 年 1.0%
医療介護 資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療 340,000 特に経済的に必要と認められる場合 510,000		医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	連帯保証人 有り 無利子 無し 年 1.0%
		介護 500,000				
就学支度 資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	小学校	91,600	修学・修業を終了後6か月	据置期間経過後10年以内	無利子
		中学校	101,000			
		高等学校 専修学校 (高等課程)(一般課程)	自宅 150,000 自宅外 160,000			
		私立の 高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000			
		国公立の 大学 大学院 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	自宅 420,000 自宅外 430,000			
		私立の 大学 大学院 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	自宅 580,000 自宅外 590,000			
		修業施設	自宅 中学校卒業生 150,000 高等学校卒業生 272,000 自宅外 中学校卒業生 160,000 高等学校卒業生 282,000		(修業施設) 据置期間経過後5年以内	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子	婚姻する子1人につき 340,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後5年以内	連帯保証人 有り 無利子 無し 年 1.0%
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	月額 68,000	知識技能を習得する期間中の5年以内	習得期間満了後1年 ※自動車免許の場合、貸付した時点から1年	据置期間経過後10年以内	無利子
		高校3年在学時就職希望の児童が自動車運転免許取得の場合 460,000				
技能習得 資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月額 68,000	知識技能を習得する期間中の5年以内	習得期間満了後1年 ※自動車免許の場合、貸付した時点から1年	据置期間経過後10年以内	連帯保証人 有り 無利子 無し 年 1.0%
		入学金、学費等特に必要と認められる場合 816,000				
		自動車運転免許取得の場合 460,000				

(注) 申請者への貸付金が多額である場合には、連帯保証人を必要とします。連帯保証人は、年齢 60 歳まで、申請者と生計を同一にしておらず、原則として県内に在住している償還の資力がある方です。

(別表)

修学資金貸付限度額（月額）一覧表

適用日 令和 8 年 4 月 1 日～
(単位：円)

学校種別			学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)	
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				
		自宅外通学	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)				
	私立	自宅通学	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)				
		自宅外通学	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)				
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500		
		自宅外通学	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)		
	私立	自宅通学	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)		
		自宅外通学	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)		
大学	国公立	自宅通学	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)		
		自宅外通学	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)		
	私立	自宅通学	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)		
		自宅外通学	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)		
大学院	修士課程		132,000	132,000				
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			55,000	55,000				

〔注1〕 かつこ書きした単価は、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 4 条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が 682 万円（年収目安 900 万円）（扶養親族等が 2 人以上の場合については、前年所得について 682 万円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 38 万円を加算した額）を超える場合に適用します。

〔注2〕 高等教育の修学支援新制度による支援を受ける場合は、貸付限度額から授業料等の減免や給付型奨学金の額に相当する額を控除します。